

HOYA 行動基準

経営理念

私たちは

情報・通信と生活・文化の領域で

事業の創造と革新をすすめる

人・社会・自然の調和と

真に豊かな社会をつくるために貢献します

経営基本原則

経営理念に基づき 意思決定や行動に際して 守らなければならない原則を定める

会社は この原則に従った実践を通じて 社会 経済 文化の発展と向上に寄与し 社会からの信頼を得られることを期待する

社会への貢献

会社は 良き企業市民として社会貢献活動を行う。
環境保護を企業活動の必須の要件として認識し積極的に行動する。
誠実に法を守ることはもとより社会規範を遵守する。

顧客への貢献

会社は 顧客が真に価値あるものと認める製品やサービスを創造する。
安全性に配慮した質の高い製品とサービスを提供する。
経営品質を高め顧客満足度の向上をはかる。

株主への貢献

会社は 業績の向上と成長を持続し会社価値の増大に努める。
適正な配当その他株主の期待に応えた利益還元の実行に努める。
企業情報を積極的にかつ公正に開示する。

個人の尊重

会社は 社員一人一人の人格・個性を尊重する。
個人の自主性と創造性を最大限に発揮できる機会の拡大と安全で働きやすい環境を確保する。
社員のゆとりと豊かさを実現するよう最大限努力する。

マネジメントの革新

会社は イノベーションと創造的なテクノロジーにより新しい価値を創造する。
情報化社会に対応したグローバルネットワーク経営を行う。
グローバルな視点を持ち地域の文化や習慣を尊重した経営を行う。

目 次

H O Y A 行 動 基 準 の 目 的 ・ 対 象 ・ 運 用	p.1
全 般 的 な 指 針	p.2
具 体 的 な 指 針	
Ⅰ 良 き 企 業 市 民 と し て の 方 針 と 責 務	p.3
（ 1 ） 有 用 で 安 全 な 製 品 や サ ー ビ ス を 提 供 す る 責 務	p.3
（ 2 ） 環 境 を 保 護 す る 責 務	p.3
（ 3 ） 国 際 的 な 平 和 と 安 全 の 維 持 に 貢 献 す る 責 務	p.4
Ⅱ お 客 様 や お 取 引 先 に 関 す る ル ー ル	p.5
（ 1 ） 営 業 活 動	p.5
（ 2 ） 公 正 な 調 達	p.5
（ 3 ） 公 正 な 競 争	p.5
（ 4 ） 贈 答 、 接 待	p.6
Ⅲ 情 報 に 関 す る ル ー ル	p.7
（ 1 ） 情 報 の 取 扱 い	p.7
（ 2 ） 技 術 情 報 の 取 扱 い	p.7
（ 3 ） 機 密 保 持 義 務	p.8
（ 4 ） 個 人 情 報	p.8
Ⅳ 職 場 環 境 に 関 す る ル ー ル	p.9
（ 1 ） 人 権 の 尊 重	p.9
（ 2 ） 職 場 秩 序 の 維 持 ・ マ ナ ー	p.9
（ 3 ） 労 働 関 連 法 規 と 安 全	p.10
Ⅴ 会 社 の 資 産 ・ 資 金 に 関 す る ル ー ル	p.11
Ⅵ 他 社 の 権 利 ・ 情 報 の 尊 重	p.11
Ⅶ 個 人 の 行 動 に 関 す る ル ー ル	
（ 1 ） イ ン サ イ ダ ー 取 引	p.12
（ 2 ） 利 益 相 反 と な る 行 動	p.12

HOYA 行動基準の目的・対象・運用

「HOYA 行動基準」は、経営理念と経営基本原則に表された HOYA グループの基本的な理念と価値観に従って、HOYA グループで働く私たち役員および社員が業務を遂行するにあたり守るべき基本的な指針を定めたものです。

HOYA グループで働く私たちは、HOYA 行動基準を良く読み理解して、守っていかなくてはなりません。HOYA 行動基準に反する行為を行なった場合や教唆した場合、また法令違反を知らずながら放置した場合は、その内容や程度によっては、社員は就業規則違反として懲戒処分を受けることがあり、役員は当然のこと、より厳しい措置を求められることがあります。

また直接の雇用関係ではありませんが、HOYA グループで働く派遣社員、構内請負会社社員の方も、HOYA グループの大切なパートナーとして「HOYA 行動基準」に従った行動が望まれます。

仕事を進める上で、HOYA 行動基準に関して疑問や違反があれば、すぐに職場の上司や、その問題に関する専門の担当者（財務、人事、法務、環境、安全保障輸出管理、薬事など）に相談し、適正な対応をとらなければなりません。自分以外の人の方が法令に違反していると判断した場合も同様です。職場内での解決が困難と感じた場合は、そのまま放置せず、通常のラインから独立した「HOYA ヘルプライン」に相談、連絡してください。HOYA ヘルプラインは、相談者保護を第一に考えて問題解決にあたるシステムです。HOYA ヘルプラインに相談あるいは情報を提供したことを理由に不利益な取扱いをすることは厳しく禁じられています。

【全般的な指針】

【1】 法令、社内規則・方針の遵守

HOYAグループは、社会の一構成員として法令等を守り、社会規範にのっとった事業活動を展開していきます。当然守るべき社会のルールである法令等に違反することは、会社も、それを行なった個人も、刑事罰、行政罰、損害賠償等の対象となるだけでなく、社会的にも厳しい制裁を受けます。私たちは事業活動を行なうにあたり、関連する国や地域の法令・規則、また医薬品医療機器等法などの業法等を確認、理解し守る責任があります。また社会規範から逸脱することなく、社内規則や社内方針に従った活動を行なわなければなりません。なお、私たちは、暴力団やその他の犯罪組織のような反社会的勢力からの不当な要求には応じてはならず、反社会的勢力とは一切の関係を持つてはなりません。また、反社会的勢力に対しては、組織としての対応および外部専門機関との連携による対応を行わなければなりません。

【2】 適切なビジネス判断

HOYAグループは、公正かつ迅速に事業を進めていきます。そういった中で、職位に関わらず私たち一人ひとりが行なう業務上の判断は、充分な情報とリスクも含めた検討にもとづいてHOYAグループにとって最善の選択であるべきです。その判断が合法かつ妥当であることはもとより、利害関係・公私混同がないこと、職務上の権限範囲内であること、適正な社内手続きを踏むことも確認する必要があります。私たちが行なうビジネス判断は、どれもきちんと説明できるものでなくてはなりません。

【3】 情報の適切な開示、円滑なコミュニケーション

HOYAグループは、お客様やお取引先、投資家などグループ外の方々に私たちの事業活動を良く理解していただき、信頼を得るため、経営の透明性を高め、積極的に社外に経営方針、財務データなどの企業情報を開示していきます。また社内においても経営方針等を正しく迅速に伝え、情報の共有化による効率化を図っていきます。日常業務における必要な情報の迅速な伝達および円滑なコミュニケーションは、こういったグループの基本方針を支える基盤となります。ハウレンソウ（報告・連絡・相談）を徹底し、職場やグループ内での情報のよどみをなくす努力を続けなければなりません。

(チェック1) 「収益をあげるためだから」といって、行動基準に反した行動をしてはなりません。

(チェック2) 行動基準に反した行動は、たとえ上司の指示であっても行なってはなりません。

(チェック3) 「他の社員や他の会社がやっているから」というのは、行動基準を守らなかったいいわけにはなりません。

【具体的な指針】

I（良き企業市民としての方針と責務）

企業は利益を出せなければ存続できませんが、それと同時に社会的な存在でもあり、その社会的責任を果たし、また企業市民として社会へ貢献できなければ、存在意義を失います。そして存在意義を失った企業は社会から淘汰されていきます。私たちは、HOYAグループ各社がその社会的責任を果たせるように、ルールを守り業務を遂行します。

（1）有用で安全な製品やサービスを提供する責務

HOYAグループは、お客様や社会に対して価値のある製品やサービスを提供していきます。そしてその価値の中には安全性に対するお客様からの信頼も含まれます。私たち一人ひとりが製品に対するプライドを持ち、お客様や社会に対する安全性を確保するのが責務であると認識することが重要です。

私たちは：

1. 製品の企画・設計段階では、使う人の立場にたって安全性を検討し、事故につながる可能性があると思われる箇所を変更・排除します。
2. 製造・検査過程において、製品が定められた仕様や基準から外れているのを知りながら「これくらいはいいだろう」と勝手に判断をしたり、上司に報告しないまま放置しません。
3. 製品は定められた条件や環境の下で保管します。「少しのあいだから」などといって、定められた以外の条件や環境の下に置くことはしません。
4. 取扱説明書には安全に製品を使ってもらえるよう、適切な注意や警告表示を行ないます。
5. 製品の安全性について誤解を招くような過大な表現や、根拠のない安易な保証を、文書はもちろん口頭でも行ないません。
6. 製品についてクレームを受けたときは、放置せずに大切な情報として担当者に直ちに報告し、誠実かつ迅速・適切に対処します。

（2）環境を保護する責務

環境保護は地球規模で取り組んでいる問題です。地球に住む一員として、私達の普段の生活でも当然深く関わる問題ですが、製造部門を持つ企業にとっては、環境問題への取り組みが良き企業市民であるための必要条件です。HOYAグループは、次世代によりよい地球環境を引き継ぐために、環境保全につとめ省資源を推進し地球環境との調和の取れた活動を行なっています。

私たちは：

1. 環境に関するルール（法令、社内規則など）を守り、法令や社内ルールに違反した事実を発見したとき、あるいはそのおそれのある場合は、そのまま放置せず、直ちに上司に報告します。
2. 環境保護の為の設備の点検や測定（排水、排気、騒音など）は確実に実施し、正直かつ正確に記録・報告します。
3. 廃棄物の処理にあたっては定められた手順や確認（適切な収集運搬・処分業者の選定と契約、選定業者の持つ許可期限の確認、最終処分場の確認）を確実に実施し、不法投棄はいたしません。
4. 環境に配慮した製品・サービスの提供のために、原材料の調達・製造・廃棄に至る事業活動において、環境負荷を低減するよう、HOYAグループ環境基本方針を遵守します。

(3) 国際的な平和と安全の維持に貢献する責務

国際社会では、武器や大量破壊兵器が安全保障上の懸念国やテロリストグループの手に渡るのを阻止するために、各種の条約や取決めによる輸出管理を行なっています（日本では**外為法**によって実施しています）。

社会に有用となる製品や技術でも使い方によっては、武器の開発・製造に重要なものがあり、不正に転用されるおそれがあるため、輸出管理の対象となっています。HOYAグループでも、輸出管理社内規則で、厳格な管理を行なっていきます。違反すると、会社ばかりでなく個人も**刑事罰**や**行政処分**の対象となるだけでなく、諸外国から**輸入禁止**などの厳しい制裁を受ける可能性もあります。

私たちは：

1. 輸出規制対象品の引き合いがあった場合、受注する前に、エンドユーザーとエンドユースを確認するための情報を可能な限り収集します。
2. 輸出規制対象品の輸出にあたっては、法令により免除される場合を除き、必ず輸出許可を申請し、交付の際に付された条件を適切に履行します。
3. 利益の大小にかかわらず、武器や大量破壊兵器として使用されるおそれがあることを知っていながら、適法な手続によらない取引は決してしません。
4. 安全保障上の懸念国と一般的に認められる国とは、政府の許可がある場合を除き取引しません。

II (お客様・お取引先に関するルール)

HOYA グループは、お客様やお取引先と、良好なそして両者にとってメリットのある関係を作り、維持してまいります。

(1) 営業活動

お客様から品質、技術などで評価されることはもちろん、HOYA グループは、誠実かつ公正な営業活動により、お客様からの信頼を得るようにします。

私たちは：

1. 製品の品質や取引条件について、事実に反したり、誤解を与えたりする表現・表示をしません。
2. お客様との約束を誠実に履行します。
3. 個人的なりべート*を受けたり渡したりしません。
*特定の相手に有利な待遇を不正にあたえ、見返りとして金品などを個人で受けとったり、自社に有利な待遇を不正に得るため、そのお礼として取引先の担当者個人に金品を渡すこと
4. お客様に販売価格や値幅を強制しません。(再販売価格維持の禁止)
5. 注文を受けていない製品を相手の許可なく送りつけるなど、不公正な販売により売上を計上しません。

(2) 公正な調達

良きパートナーとなるお取引先を選び、誠実で公正な取引を行なうことにより、HOYA グループは、お取引先と良好な関係を築いていきます。お取引先の選定・対応は、会社の外部から見てもフェアであると思えるようなものでなければなりません。

私たちは：

1. 品質、納期、価格など取引に重要な条件を公正かつ公平に比較・評価して、会社にとってベストと判断される購入・仕入先を選択します。
2. 個人的なりべートを受けません。
3. 自社の有利な地位を濫用して、不当に買いたたいたり、HOYA 製品の購入を条件とするなど、無理な条件の押しつけをしません。
4. 自社が有利な立場であっても相手を見下した態度を取ったり、脅迫めいた言動で強要したりしません。
5. お取引先が下請法の下請事業者かどうかを確認し、法令にしたがった取引をします。

(3) 公正な競争

HOYA グループは、市場取引のルールを守り、公正な市場競争をしていきます。取引にあたっては、独占禁止法などの法令にしたがっているか絶えずチェックします。

私たちは：

1. 競合会社と価格や生産数量について相談したり、協力しあうことはしません。
2. 価格や生産数量を申し合わせる目的で開かれる同業者団体等の会合には出席しません。
3. 競合会社やその製品・サービスを誹謗・中傷して、その名誉や営業上の信用を傷つけるようなことをしません。
4. 競合会社など他社から不当な手段により情報を入手しません。

(4) 贈答、接待

HOYA グループでは、必要な場合にかぎり、常識の範囲内で贈答や接待を行ないます。お客様・お取引先との癒着を疑われるようなものはしません。

私たちは：

1. 自国、他国に関わらず公務員やみなし公務員（例：独立行政法人である国公立病院、大学関係者など）への贈賄はしません。
2. 公務員に対して、講演や執筆依頼などの謝礼をする場合は、相手方の内規を確認し、それに従います。
3. 贈答や接待を行なう場合には、上司の承認を条件とし、妥当な費用で、法令や相手方および自部門の内規に従います。
4. お取引先から贈答・接待を受ける場合は、自部門の基準（報告・承認）を守ります。
5. 家族を含み、取引関係に影響する場合、または影響するとみられるおそれのある場合は、一切、金銭や贈物(サービス・便宜を含む)の提供、接待を受けません。こちらから相手方に要求することもしません。

Ⅲ（情報に関するルール）

情報化社会と言われる現在、ビジネスにおける様々な場面で、情報が極めて重要な位置を占めるようになってきています。私たちが、日々の仕事で取り扱っている情報の多くも、HOYAグループのビジネスを進めていく上で、とても重要なものとなっています。

今後も会社が成長し、社会から信頼され続けていくには、私たちが日々の仕事を通じて様々な情報を、適切に取り扱っていくことがひとつの大きな要因となります。

（１）情報の取扱い

ビジネスを進めるうえで、情報が迅速かつ正確に適切な人へ伝わるということがとても重要です。私たちの日々取扱う情報を有効に活用していくことが、HOYAグループを運営していく上で必要不可欠です。

私たちは：

1. 仕事上の情報は正確に記録し、適切に管理するとともに、関係者へタイムリーに伝達します。
2. 都合の悪い情報（失敗したことなど）は、速やかに上司に報告し、指示をあおぎます。かくしたり、放置して、迅速かつ適切な措置を妨げるようなことはしません。
3. 会社が所有する情報（電子情報など）を不正に書き換えたり、破壊・消去しません。
4. 外部から会社に関する問い合わせを受けた場合、未公開情報については、必ず提供前に上司あるいは担当部門の確認を得たうえで、対応します。
5. 外部に対して会社に関する虚偽の情報を提供・開示しません。
6. 業務上の必要から、情報を社外に持ち出すにあたっては、紛失や盗難に十分に気をつけます。
7. ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を個人で使用する際には、公私混同はせず、会社の機密情報・お客様やお取引先および会社の同僚や上司等についての情報は投稿しません。
8. 業務に使用する情報機器は、会社に承認されたものを使い、情報セキュリティ上の問題が発生しないように、事前に IT 部門で定められたルールを確認し、指示を求めます。

（２）技術情報の取扱い

HOYAグループにとって技術情報は、他社に対して競争力を維持するうえで、極めて重要な情報です。技術情報は、法令および社内規則などに定める適正な取扱いをしなければなりません。

私たちは：

1. 職務上、創出された研究開発の成果、製造方法、改良技術などの技術情報は、会社の財産として特許権などを取得して保護します。
2. 特許出願される前の技術情報は、他に漏れないよう細心の注意を払い、正当な理由なく、学会や技術論文などで公表しません。公表するときは、必ず上司の承認を得ます。
3. 特許権などで保護されない技術情報で、会社固有のものは、ノウハウとして機密に管理し、保護します。
4. 会社に雇用されている間に、個人で特許等の出願をしようとする場合は、事前に知的財産権担当部門に相談し、指示を求めます。

(3) 機密保持義務

日々の仕事で何気なく扱っている情報も、社外に洩れるとHOYAグループや株主、お客様などのステイクホルダーに甚大な損害を与えてしまうものが数多くあります。情報の種類に応じて、適切に取扱うことが重要です。

私たちは：

1. 特に次にあげる情報を、会社が公表するまでは重要情報として厳格に管理し、業務以外に使用しません。
 - 技術情報
 - 新製品情報
 - 事業・営業に関する計画・予測・戦略・施策
 - 財務データ
 - 役員・組織変更などの人事情報
 - その他関連情報
2. これらの重要情報は、上司の許可および正当な理由なく持ち出し、複写、開示、配布しません。
3. 家族や友人との会話や、社員同士のエレベーター、電車やレストランでの会話などで、重要情報等を話題にしません。
4. 会社を退職する場合には、重要情報等を含む資料や媒体をすべて会社に返却します。
5. 退職後といえども、在職中に知った重要情報やその他機密情報とされている情報等を会社の許可なく開示または使用しません。

(4) 個人情報

私たちが仕事を進める上で得た、お客様や社員などの個人に関する情報は、その大部分が個人情報保護法に定める「個人情報」に該当します。個人情報が社外に漏洩するなど不適切な取扱いがあると、お客様などへご迷惑をかけるのと同時にHOYAグループ全体の信用を失墜させてしまうことになりますので、取扱いには細心の注意が必要です。

私たちは：

1. 業務上、収集したお客様や社員の住所、氏名、年齢、職業などの個人情報は法令、社内の規則等に従い、流出しないよう厳重に管理します。
2. 個人情報に該当するかどうかの判断がつかない場合や個人情報の取扱方法については、社内規則または担当部門に確認します。
3. 同僚や上司・部下の自宅住所やプライベートの電話番号、メールアドレスなどは社外の人にはもちろん、たとえ社内の人であっても本人の許可無く第三者に提供しません。
4. マイナンバーなどの特定個人情報についても、関連法やガイドライン、社内の規則等を遵守し、適正な取り扱いをします。

IV（職場環境に関するルール）

私たちは1日の多くの時間を、職場で過ごします。HOYA グループは、安心して仕事に従事できる、安全かつ健全な職場環境づくりを目指しています。そういった環境を築くには、会社の提供する設備や制度・労働条件の他、私たち一人一人の行動も大きな要因となります。礼儀正しさや誠実さは、同僚と一緒に快適に働くための基本的な要素です。お互いに尊重しあい、協力していくことで、働きやすい職場環境を作りましょう。

（１）人権の尊重

HOYA グループでは、お互いに他を個人として尊重し、その尊厳と価値を認めます。

私たちは：

1. 人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、心身の障害、性的指向などによる差別や嫌がらせ（ハラスメント）をしません。
2. いかなる場合でも暴行、監禁、脅迫は許しません。
3. 性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）、または他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為をしません。またそのような環境を作りません。放置しません。
4. 正当な職務上の指示、命令、指導の範囲を逸脱し、受け手が精神的なダメージを受けるようないじめや嫌がらせ（パワーハラスメント）をしません。そのような環境を作りません。
5. 児童労働、強制労働および人身売買は一切行いません。また、個人の人権を尊重し、児童労働、強制労働、および人身売買を行っているサプライチェーンとの取引を許しません。
6. 社員の家族に関する権利を尊重し妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇・降格・減給・不利益な配置転換などの不利益な取り扱いをしません。
7. 上司でも同僚でも、他の社員の妊娠・出産・育児休業・介護休業についてハラスメントをしたり、否定的な言動をすることにより、就業環境を害することは許しません。

（２）職場秩序の維持・マナー

HOYA グループは、事業を円滑に推進する基本は明朗な人の和であると考え、開かれた明るい職場環境と良好な人間関係作りを推進します。

私たちは：

1. 正当な理由なく社内で録音・録画等の機器を使用したり、飲酒など職場秩序を乱す行為をしません。正当な理由がある場合でも、録音・録画や飲酒などを行なう場合は職場長の許可を得ます。
2. 職場に銃刀などの危険物を持ち込みません。違法な薬物・規制物質（麻薬、覚醒剤など）を所持、服用、頒布しません。
3. 職場の風紀を乱す賭博、金銭貸借、布教活動や商品購入のしつこい勧誘などをしません。
4. 喫煙するときは定められた場所と時間を守ります。
5. 積極的な挨拶を励行します。
6. 会議では他の人の意見を最後までよく聞き、自由闊達な意見交換を行ないます。
7. 状況に応じた適切なコミュニケーション（電子メール、電話、面談など）を心がけ、相手との円滑な意思疎通をはかります。

(3) 労働関連法規と安全

HOYA グループでは、私たちが安心して働くための基準として、労働法関連の法令を守るとともに、職場の事故や災害をなくすために不断の努力を続けます。常日ごろからの注意や訓練、安全対策の実行などを通じ、一人ひとりが十分な注意をはらい、自分や同僚に怪我のないよう気をつけなくてはなりません。また過労やストレスによる健康障害についても正しい知識の啓蒙と予防に努めていきます。

私たちは：

1. 自ら勤怠管理を確実に行ない、サービス残業を行ないません、させません。
2. HOYAグループ過重労働対策に定められたルールを守ります。
3. 労働関連法規に定められた権利(育児・介護休業、年次有給休暇など)をお互いに尊重します。
4. 常に職場の整理整頓を行ない、不慮の事故の予防に努めます。
5. 担当以外の機械設備などの操作を勝手に行ないません。
6. 保護具の着用、危険領域への立入禁止、安全装置の確認など安全衛生のルールを確実に守ります。
7. 有害物質、危険物質その他化学物質を正当な理由なく持ち出しません。持ち出す場合は決められた手続きを守ります。

V（会社の資産・資金に関するルール）

会社の資産は、株主からの出資金をもとに私たちが利用・運用しているもので、役員や社員個人のものではありません。したがって会社の資産は、その目的に沿って適正に利用、運用されなくてはなりません。しかし毎日、仕事で使っていると、つい、公私混同を起こしてしまう危険性があります。例えば、集金した回収金の一部を個人的な支払いに充てた場合、これは**業務上横領**となります。全額揃えて会社に返すつもりであったとしても、許されるものではありません。架空や虚偽の領収書による費用請求は刑法上の**詐欺**や**背任**にあたりますし、会社の備品を自宅に持ち帰って使えば**窃盗**にあたります。

私たちは：

1. 会社のコンピュータ、通信機器、製造機械、支給用品などを、業務その他上司が承認した目的以外に使用しません。
2. 会社の資金や資産を、賄賂や特定株主に対する利益供与など、不正な目的に使用しません。
3. 会社の資金や資産を私的に利用したりして、私物化しません。
4. 設備や在庫の記録を正確に行ない、適切に保管・管理します。勝手に原材料、在庫品、販促品、備品などを持ち出したり、処分しません。
5. 会社を退職する場合には、業務を行なうために会社から貸与された物品を、会社に返却します。
6. 会社への届出事項や費用の精算は正直・正確に行ないます。

VI（他社の権利・情報の尊重）

HOYAグループは、公正な事業活動を行ないます。その一端として他の会社の権利や情報についても、自社のものと同様に尊重していきます。ビジネスの世界には目に見えない権利や情報がたくさんあります。故意ではなく、知らずに他社の権利を勝手に使ってしまった場合でも損害賠償などの対象となり、結果として会社に損害を与えることになりかねません。

私たちは：

1. 他社（個人を含む）作成のソフトウェアを許可なくコピーして使用しません。インターネットなどで掲載されている画像データや文章データなども、相手方の許可なく勝手に使用しません。
2. 契約にもとづき社内で使用している他社の機密情報は、その契約条件に従って適切に管理し取扱います。
3. 他社情報の売り込みがあった場合、提供者が正当な情報開示権限を持っているかどうかを確認します。（出所の怪しい情報は受領しません。）
4. 転職してきた社員から、旧勤務先の機密情報を得ようとしません。（自分が他社から転職してきた場合は）守秘義務を課された旧勤務先の機密情報を使ったり、開示しません。

Ⅶ（個人の行動に関するルール）

（１）インサイダー取引

証券市場は、公平性を前提になりたっています。インサイダー取引とは、会社関係者が一般の投資家が知り得ない内部情報を利用して株式等を売買し、自分だけが利益をあげようとしたり、損害を回避したりする不公正な取引をいいます。このような不公正な行為は、証券市場の信頼性を失わせるものとして、日本では**金融商品取引法**で禁止されています。HOYAグループ各社の最終的な親会社であるHOYA株式会社は東京証券取引所に上場している公開会社です。会社の関係者であれば、一般の人より自社の情報について知り得る機会は多いのですが、そういった内部情報を利用した株取引は株式市場の大前提を崩すもので金融商品取引法により罰せられます。

私たちは：

1. HOYAの株価に影響を与える可能性のある重要な情報を知っている場合、公表前にHOYAの株式を売買しません。
2. 業務提携など会社の活動が他社の株価に影響する場合、その情報が公開されるまで、その会社の株式を売買しません。
3. 取引先や提携会社の重要な内部情報を知っている場合、その情報が公表されるまではその会社の株式を売買しません。
4. 在職中に上記1～3の内部情報を知った場合、会社を退職した後も1年間は、その情報が公表されるまで、その会社の株式を売買しません。

（２）利益相反となる行動

個人の生活は法令の許される範囲内で自由ですが、場合によっては、個人の行動が会社の正当な利益と相反するときもあります。HOYAグループで働く私たちの立場からすると、グループの正当な利益と相反するような行動は控えた方が賢明です。私たちはHOYAグループ各社の目的や方針に沿って、誠実に職務を遂行する義務を負っていますが、会社と個人の利益が衝突する場合、誠実な職務の遂行ができなくなるおそれが多いからです。

私たちは：

1. お取引先やお客様と金銭の貸し借りをしません。また借金の保証人になってもらったり、保証人になりません。
2. 個人的に講演や執筆依頼があった場合、会社や仕事に関わりのあるものであれば、上司に報告し、承認を得てからお受けします。報酬などの取扱いも上司の判断をあおぎます。
3. 個人で事業を行ったり、他の会社の経営者や社員、その代理人、コンサルタントやアドバイザーなどになる場合は、事前に会社の承認を得ます。
4. 会社の製品・サービスと競合するものの販売や仲介をしません。営利を目的としない場合であっても、会社のビジネスに影響を与えるような場合は行ないません。
5. 株式を公開していないお客様・競争事業者・お取引先・特約店・提携会社等に対し、投資その他金銭上の関係を個人的に持つ場合は、原則として事前に上司の判断をあおぎます。